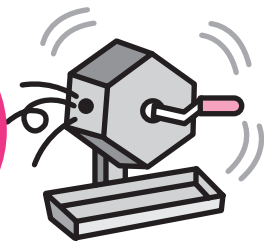


体育施設の  
利用抽選会



事業主のみなさんへ  
4月1日から平成19年度労働保険の  
年度更新が始まります 岐阜労働局

雇用保険の保険率の見直しがおこなわれ、平成19年4月より改定される予定です。一般の事業の場合、保険率が千分の19.5から千分の15に引き下げられる予定です。

また、今回の年度更新から石綿（アスベスト）健康被害救済のための「一般拠出金」の申告・納付が始まります。「一般拠出金」とは、石綿（アスベスト）健康被害者の救済に充てるため、事業主の皆さんにご負担いただくものです。「一般拠出金」は労災保険適用事業場の全事業主が対象で、労働保険の確定保険料の申告に併せて申告納付していただきますので、ご理解とご協力をお願いします。一般拠出金率は千分の0.05でたとえば支払い賃金総額が1千万円の場合、1千万円×千分の0.05＝500円となります。

なお、申告・納付の手続きは5月21日（月）が期限です。期限までに正しく手続きを終えていただきますようお願いいたします。

詳しくは、岐阜労働局労働保険徴収室（☎245-8115）までお問い合わせください。

「労災かくし」は犯罪です

労働基準監督署

（事業者のかたへ）

1 労働災害が発生した場合には、「労働者死傷病報告」を遅滞なく、所轄の労働基準監督署に提出してください。

（労働者・事業者のかたへ）

2 労働災害の受診は「労災保険」で！ 健康保険は使えません。

【問合せ先】岐阜労働局労働基準部監督課

☎245-8102

運動場・テニスコート（5月分）

【月 日】4月25日（水）

【時 間】午後7時30分～

【場 所】中央公民館

障害者自立支援法の特別対策利用者  
負担が軽減されます。 福祉健康課

障害者自立支援法は、在宅福祉サービスの充実や就労支援の強化など、障害のあるかたが地域で普通に暮らせる社会の構築を目指しています。この制度が円滑に運営されるための特別対策が、4月から実施されます。

特別対策は、在宅や通所施設で福祉サービスを利用する場合、サービス費の月額負担の上限額が引き下げられるほか、入所施設を利用し、工賃収入があるかたは、一定額が手元に残るようにサービス費や食費などの利用者負担が軽減されるなど、緊急的・経過的な対策として平成20年度まで実施されます。

検察審査会からのお知らせ

交通事故、詐欺などの犯罪の被害に遭い、警察や検察庁に訴えたが、検察官がその事件を裁判にかけてくれないことがどうも納得できない。このようなかたのために、検察官が事件を裁判にかけなかったことが正しかったかを審査する機関として「検察審査会」があります。

このような不満をお持ちのかたは、検察審査会にご相談ください。相談や審査の申立てには費用はいりません。また、秘密は固く守られます。

検察審査会では11人の審査員が検察官が事件を裁判にかけなかったことが正しいかどうかの審査を行います。審査員は、選挙権を持っている皆さんのなかから「くじ」で選ばれることになっています。

選挙権をお持ちのかたは審査員に選ばれることがあるかもしれません。審査員に選ばれたときには、国民の代表としてこの仕事にご協力をお願いします。

【問合せ先】

〒500-8710 岐阜市美江寺町2-4-1

岐阜地方裁判所内「岐阜検察審査会事務局」

☎262-5121 内線281番

ごみの処理は(株)野々村商店に!!  
株式会社 野々村商店

一般廃棄物収集運搬業  
(笠松町許可)

産業廃棄物収集運搬処理業

岐阜市則松2丁目157番地  
TEL 058-239-9921

瑞穂市野田新田3977-1  
TEL 058-327-4030

不動産取引全般

赤門不動産

羽島郡笠松町北及 ☎ 387-3304